

中小企業の皆さんへ



# 中小企業倒産防止共済制度 が充実します！

私的整理の場合でも  
共済金の貸付けが可能に、  
貸付けの最高額を  
8,000万円に上げます。



中小企業者が安心して、経営できるようセーフティネット機能を強化します。



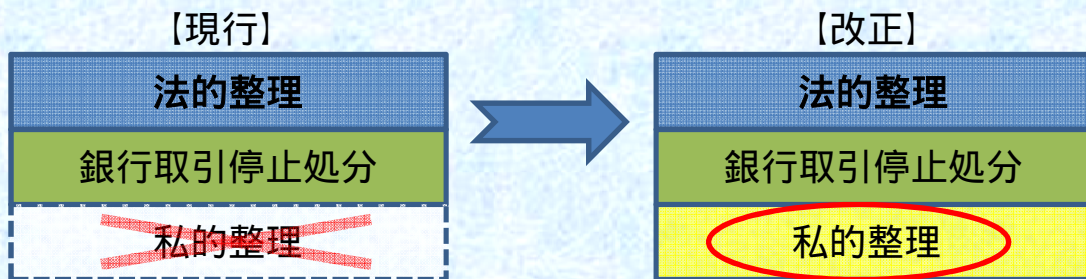
## どのような改正？

中小企業倒産防止共済制度は、取引先が倒産した場合に、積み立てた掛金総額の10倍を限度に、無利子・無担保・無保証人で貸付け、中小企業の連鎖倒産を防止する制度です。

第174回通常国会で中小企業倒産防止共済法の改正法が成立し、本共済制度の内容が、以下のとおり充実します。  
(公布日：平成22年4月21日)

### 【平成22年夏までに実施】

取引先の私的整理の開始を知らせる「通知」が届いた場合、共済金の貸付けが受けられます。



弁護士や認定司法書士からの支払停止通知があった場合を対象とします。

### 【平成23年10月までに実施】

共済金の貸付限度額を、3,200万円から8,000万円に引き上げます。

【現行】	→	【改正】
掛金月額 5千円～8万円		掛金月額 5千円～20万円
掛金総額 320万円上限		掛金総額 800万円上限

掛金は、これまでと同様、全額、損金・必要経費に算入できます。

貸付金を繰り上げて償還した完済者に対し、新たに手当金を支給します。  
(早期償還手当金)

月々の償還に延滞していない共済契約者が繰上償還した場合に対象となります。  
手当金の額は、繰上時期と繰上額に応じて決める予定です。



## お問い合わせ先は？

共済制度を運営しています、独立行政法人中小企業基盤整備機構にお尋ねください。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構(中小機構)

共済相談室 TEL.050-5541-7171

<http://www.smrj.go.jp>